

食品安全委員会第643回会合議事録

1. 日時 平成29年3月21日（火） 14:00～14:18

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 6品目

[1] 1,3-ジクロロプロペン	[2] シアノホス (CYAP)
[3] ピフルブミド	[4] フルキサメタミド
[5] メタラキシル及びメフェノキサム	[6] レピメクチン

(厚生労働省からの説明)

・農薬及び動物用医薬品 1品目

テフルベンズロン

(厚生労働省からの説明)

(2) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山添委員、吉田委員、山本委員、石井委員、堀口委員

(説明者)

厚生労働省 黒羽残留農薬等基準審査室長

(事務局)

川島事務局長、東條事務局次長、松原総務課長、関野評価第一課長、
鋤柄評価第二課長、岡田情報・勸告広報課長、池田評価情報分析官、
箴島リスクコミュニケーション官、橘評価調整官

5. 配付資料

資料1-1 食品健康影響評価について

資料1-2 「1,3-ジクロロプロペン」「シアノホス (CYAP)」「ピフルブミド」
「フルキサメタミド」「メタラキシル及びメフェノキサム」「レピメクチン」及び「テフルベンズロン」の食品安全基本法第24条に基づく食品

健康影響評価について

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第643回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は6名の委員が出席です。

厚生労働省から黒羽残留農薬等基準審査室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にごございます「食品安全委員会（第643回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○松原総務課長 本日の資料は2点でございます。

資料1-1が「食品健康影響評価について」、資料1-2が「『1,3-ジクロロプロペン』『シアノホス（CYAP）』『ピフルブミド』『フルキサメタミド』『メタラキシル及びメフェノキサム』『レピメクチン』及び『テフルベンズロン』の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしいでしょうか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○松原総務課長 事務局において、平成29年1月10日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 どうもありがとうございます。

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
--

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1にありますとおり、厚生労働大臣から3月15日付で農薬6品目、農薬及び動物用医薬品1品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、厚生労働省の黒羽残留農薬等基準審査室長から説明をお願いいたします。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 厚生労働省基準審査課残留農薬等基準審査室長の黒羽でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料1-2に基づきまして説明させていただきます。

めくっていただきまして、1剤目「1,3-ジクロロプロペン」でございます。

本件につきましては、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値の設定要請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤でございます。

日本におきましては、農薬登録がされており、かんしょ、キャベツ、きゅうり等に対する適用がございます。今回、せり科葉菜類への適用拡大申請がされてございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRでは評価されておらず、国際基準もございません。諸外国においては、米国におけるぶどう等を初めといたしまして、ここに記載されてありますような作物に基準値が設定されてございます。

食品安全委員会では2回評価をいただいております。直近の評価では、ADIが0.02 mg/kg 体重/day、ARfDが0.2 mg/kg 体重となっております。

続きまして、2剤目、農薬「シアノホス」でございます。

本件につきましては、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値の設定要請がなされており、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定いたしました暫定基準値の見直しに係る食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤です。

日本におきましては、農薬登録がされており、だいち、みかん、日本なし等に対する適用がございます。今回、りんごへの適用拡大申請がされてございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRでは評価されておらず、国際基準もございません。また、諸外国にも基準値は設定されてございません。

食品安全委員会への評価依頼は、今回初めてでございます。

おめくりいただきまして、3剤目、農薬「ピフルブミド」でございます。

農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値の設定依頼がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺ダニ剤でございます。

日本においては農薬登録がされており、茶、りんご、ぶどう等に対する適用がございます。今回、みょうがへの適用拡大申請がされてございます。

JMPRでは評価されておらず、国際基準もございません。また、諸外国においても基準値は設定されてございません。

食品安全委員会では、平成26年1月に食品健康影響評価をいただいております、ADIが0.0073 mg/kg 体重/dayとなっております。

続きまして、4剤目、農薬「フルキサメタミド」でございます。

本件につきましては、農薬取締法に基づく農薬登録申請の要請がされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤でございます。

日本においては農薬登録されておらず、今回、キャベツ、トマト、茶等の適用による農薬登録申請がなされてございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRでは評価されておらず、国際基準もございません。また、諸外国においても基準値は設定されてございません。

食品安全委員会への評価依頼は、今回初めてでございます。

続きまして、5剤目、農薬「メタラキシル及びメフェノキサム」でございます。

本件につきましては、農薬取締法に基づく適用拡大申請及びインポートトレランス申請に伴う基準値の設定要請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。本剤は2つの名称になってございますが、メタラキシルはこの構造式のとおり、D体とL体の存在比1対1のラセミ体でございます。一方、メフェノキサムは有効成分である右の構造式のD体のみとなっております。

用途は殺菌剤でございます。

日本においては農薬登録がなされており、ばれいしょ、きゅうり、しょうが等に対する適用がございました。今回、アスパラガスへの適用拡大申請がなされてございます。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRではADIは0.08 mg/kg 体重/day、ARfDは設定の必要なしと評価されてございます。また、きゅうり、ホップ、たまねぎ等に国際基準が設定されてございます。諸外国におきましては、米国におけるほうれんそう、パパイヤ、たまねぎ等を初めといたしまして、ここに記載されてありますような作物に基準値が設定されてございます。また、今回、米国のにんにくの基準値を参照といたしましたインポートトレランス申請がなされております。

食品安全委員会では、これまで3回の評価をいただいております、直近の評価では、ADIが0.022 mg/kg 体重/dayとなっております。

続きまして、おめくりいただきまして、6剤目、農薬「レピメクチン」でございます。

今回、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値の設定要請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤でございます。

日本においては、農薬登録がされており、トマト、なす、レタス等に対する適用がございました。今回、とうがらし類、セルリー、しそ科葉菜類等への適用拡大申請がなされてご

ございます。

JMPRでは評価されておらず、国際基準もございません。また、諸外国においても基準値は設定されてございません。

これまで4回、食品健康影響評価をいただいております。直近の評価では、ADIは0.02 mg/kg 体重/day、ARfDは2 mg/kg 体重となっております。

続きまして、7剤目、農薬、動物用医薬品「テフルベンズロン」でございます。

今回、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値の設定要請がなされており、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤、外部寄生虫駆除剤でございます。

日本においては農薬登録がなされており、大豆、かんしょ、キャベツ等に適用がございました。今回、きくの葉への適用拡大申請がなされてございます。また、日本においては、動物用医薬品としては承認されてございません。

国際機関、海外での状況でございますが、JMPRではADIが0.01 mg/kg 体重/dayと評価されており、キャベツ、ばれいしょ等に国際基準が設定されてございます。諸外国においては、米国におけるりんご、大豆、トマト等を初めといたしまして、ここに記載されてありますような作物に基準値が設定されてございます。

食品安全委員会では、平成26年1月に食品健康影響評価をいただいております。ADIが0.01 mg/kg 体重/dayとなっております。

おめぐりいただきまして、最後のページでございます。これまで食品安全委員会に評価依頼を2回以降お願いするものにつきまして、追加データを出ささせていただいたものを列記してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の説明の内容について、御意見あるいは御質問がございましたら、お願いいたします。

私から1点よろしいですか。最初の1,3-ジクロロプロペンですけれども、これは土壤燻蒸剤ということになっております。土壤燻蒸剤の適用植物の考え方なのですけれども、ぶどうとかりんごに使うというのと、木ですから、それが植わっているところの土壤を燻蒸するのかなと思うのですが、キャベツとかきゅうりを適用植物にするというのは、既に生えているところに土壤燻蒸するとは余り思えないので、これで土壤燻蒸したら、その土地で育てられるのはこの適用植物となっているものに限るという理解でよろしいですか。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 土壤燻蒸剤につきましては、作物を植える前に土を耕した時にその燻蒸剤を入れ込んで、一定期間、作付する前に放置をいたしまして、土壤からその成分が抜けた後に作付するという方法をとっております。したがって、キャベツとか

についても、畑を耕した時に使用して、それをしばらく放置してから作付するという使い方をするものでございます。

○佐藤委員長 多分そうだと思ったのですけれども、適用という意味は、そうすると、例えばこのジクロロプロペンで土壌燻蒸したところは、適用作物以外は育てることができないということになる訳ですか。

○黒羽残留農薬等基準審査室長 おっしゃるとおりでございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御質問あるいは御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

ただ今厚生労働省から御説明いただいたもののうち、農薬「1,3-ジクロロプロペン」「ピフルブミド」「メタラキシル及びメフェノキサム」「レピメクチン」、農薬及び動物用医薬品「テフルベンズロン」の5品目については、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

また、今回の諮問に当たり試験成績等が追加提出されておりますので、同委員会決定の1の(2)の規定により、担当の吉田委員から、先ほどの厚生労働省からの説明及び今回追加で提出された資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて説明をお願いできますでしょうか。

○吉田委員 分かりました。

まず、農薬「1,3-ジクロロプロペン」につきましては、作物残留試験に加え、ラットを用いた28日間経口投与免疫毒性試験の結果が、農薬「ピフルブミド」につきましては、作物残留試験に加え、代謝物のラットにおける急性毒性試験の結果などが、農薬「メタラキシル及びメフェノキサム」につきましては、作物残留試験に加えてラットを用いた急性毒性試験の結果などが、それぞれ追加されておりますので、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるかと認められます。

また、農薬「レピメクチン」につきましては、作物残留試験の結果のみが追加されているため、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないと考えます。

農薬及び動物用医薬品「テフルベンズロン」につきましては、作物残留試験の結果のみが追加されているため、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないと考えます。しかし、農薬専門調査会におきましては、急性参照用量の設定が進められておりますので、今回の評価要請とともに急性参照用量の設定を含めて農薬専門調査会で調査審議を行うこととしてはいかがでしょうか。

以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今御説明いただいたことによれば、農薬「1,3-ジクロロプロペン」「ピフルブミド」「メタラキシル及びメフェノキサム」については、農薬専門調査会で審議する。農薬「レピメクチン」については、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとは認められないとのことですので、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂する。農薬及び動物用医薬品「テフルベンズロン」については、農薬専門調査会に調査審議させることとし、同調査会における審議結果が本委員会に報告された際に、動物用医薬品専門調査会において調査審議を行うかどうかを検討して決定するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それから、農薬「シアノホス(CYAP)」「フルキサメタミド」については、農薬専門調査会で審議することといたします。

黒羽室長、どうもありがとうございました。

(2) その他

○佐藤委員長 他に議事はありますか。

○松原総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週3月28日14時から開催を予定しております。

また、23日木曜日10時から「かび毒・自然毒等専門調査会」が公開で、14時から「動物用医薬品専門調査会」が公開で、24日金曜日10時から「肥料・飼料等専門調査会」が公開で、14時から「農薬専門調査会評価第三部会」が非公開で、来週27日月曜日14時から「遺伝子組換え食品等専門調査会」が非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第643回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。